

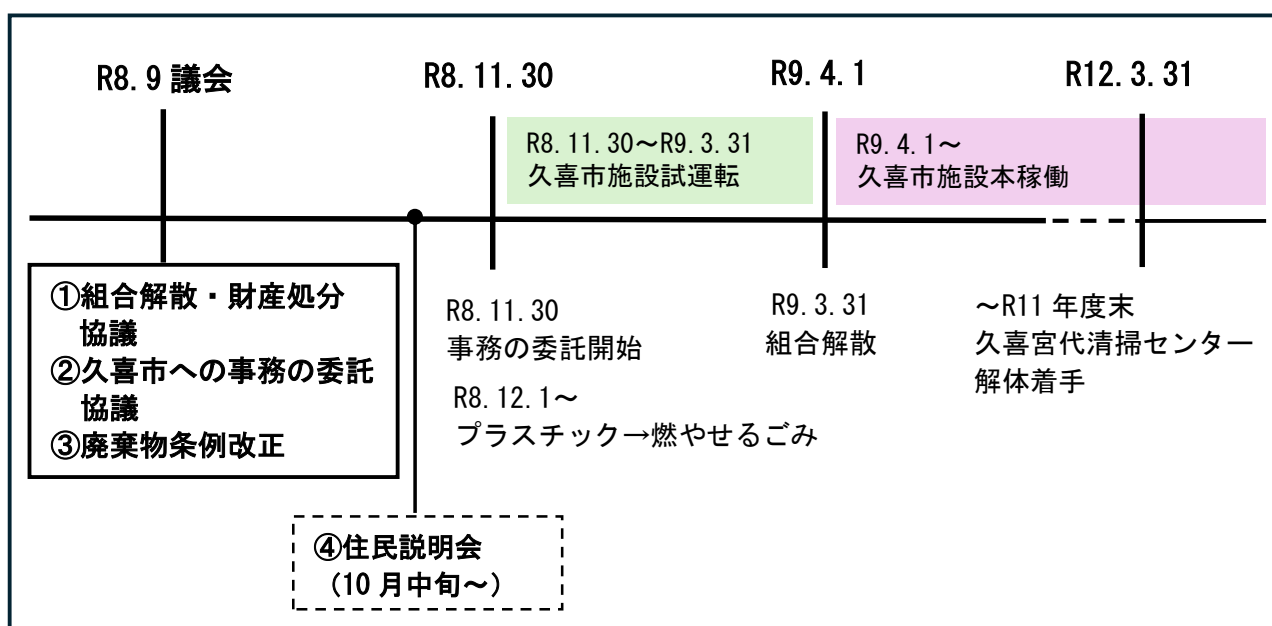
●ごみ処理業務移管にかかるスケジュールについて

令和 8 年 8 月 20 日 環境資源課

1 趣旨

令和 8 年 11 月 30 日から宮代町のごみ処理業務の一部を久喜市に事務の委託を行うことや、令和 9 年 3 月 31 日に久喜宮代衛生組合（以下「組合」）が解散することに伴い、必要となる法定手続き等のスケジュールについて説明を行うもの。

2 スケジュール



3 内容

①組合解散・財産処分協議

令和 9 年 3 月 31 日をもって組合が解散する。そのため、組合を解散すること及び組合が保有する財産の処分に関し久喜市と協議を行うことについて町議会の議決を要するもの。

〔地方自治法第 288 条、第 289 条、第 290 条〕

〔協議を行う財産の種類〕

財産	承継先	備考
土地	久喜市／宮代町	行政界で分配
建物 (附属設備を含む)	久喜市	各清掃センターの解体を久喜市が実施
車両 (積載備品を含む)	久喜市	使用しない車両については、久喜市において売却を行い、売却代を市町で按分

債権（未収入金）、基金（財政調整基金）、負債（未払金）等については、協議書案の段階で内容・金額等が定められない財産であるため、別途協議により確定。

②久喜市への事務の委託協議

令和 8 年 11 月 30 日から町のごみの一部の処理を久喜市が実施する。そのため、久喜市に事務の委託を行うことに関し久喜市と協議を行うことについて町議会の議決を要するもの。

〔地方自治法第 252 条の 14 第 1 項、第 252 条の 14 第 3 項、第 252 条の 2 の 2 第 3 項〕

〔委託を行うにあたり定める規約の主な内容〕

項目	内容
委託事務の範囲 (第 2 条)	(1) 宮代町の区域内から排出され、久喜市クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の処理に関する事務 (①町が集積所から収集、②直接搬入、③町収集運搬業許可業者搬入) (2) (1) の事務に係る一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務
委託事務の管理及び執行 (第 3 条)	・ 久喜市の条例、規則その他規定を適用
経費の負担 (第 5 条)	・ 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宮代町の負担 (委託事務に要する費用総額－委託事務に伴う収入総額) × 町負担割合

③宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正

令和 9 年 4 月 1 日から町において処分業務及び粗大ごみ収集を実施することから、一般廃棄物処分業許可や粗大ごみの一般廃棄物処理手数料の設定等を行うために条例改正することについて町議会の議決を要するもの。

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項、第 7 条第 6 項、地方自治法第 227 条、第 96 条第 1 項第 1 号〕

〔条例改正の主な内容〕

項目	内容
適正処理困難物の指定 【第 27 条】	適正処理困難物を指定した場合の公表等
一般廃棄物処分業許可 【第 35 条第 2 項】	一般廃棄物処分業の許可手続き
一般廃棄物処理手数料 【別表】	粗大ごみ 1 点につき 550 円 (500 円 + 消費税相当額)

④住民説明会

令和 8 年 12 月からの分別区分や、令和 9 年 4 月 1 日からの粗大ごみ収集の受付方法といった今後のごみ処理の変更点の他、ごみの減量化・資源化に関する説明会を実施。

- ・ 10 月 14 日 (水) ～27 日 (火) の間に全 8 回
- ・ 自治会単位での開催希望がある場合には、適宜対応